



佐賀県公報

平成20年
3月10日
(月曜日)
第 13028号

(◎印は、県例規集に登載するもの)

目 次

◎佐賀県告示第九十四号

○特定計量器の定期検査
○佐賀県地域優良賃貸住宅制度要綱

○道路の区域の変更
○道路の供用開始

○ 告 示

(九三・くらしの安全安心課)一

(九四・建築住宅課)一

(九五・道路課)二七
(九六・)二七
(九七・)二七

佐賀県地域優良賃貸住宅制度要綱
佐賀県知事 古川 康

(趣旨)

●佐賀県告示第九十三号
計量法（平成四年法律第五十一号）第十九条第一項の規定により、特定計量器に係る定期検査を、社団法人佐賀県計量協会が知事が指定する検査場所で、次のとおり実施する。

平成二十年三月十日

佐賀県知事 古川 康

検査区域	対象となる 特定計量器	検査年月日	検査時間	検査場所
鳥栖市		平成二十年 四月一八日(金)	一〇・〇〇から 一二・〇〇まで	佐賀県農業協同組合麓 支所
非自動はかり、分銅及びおもり		平成二十年 四月二一日(月)	一〇・〇〇から 一二・〇〇まで	佐賀県農業協同組合旭 支所

平成二十年 四月二二日(火)	一〇・〇〇から 一二・〇〇まで	鳥栖北公民館
一五・三〇まで	一三・三〇から 一五・三〇まで	佐賀県農業協同組合旭 支所

佐賀県地域優良賃貸住宅制度要綱を次のように定める。

平成二十年三月十日

佐賀県知事 古川 康

康

第一条 特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律（平成五年法律第五十二号。以下「特優賃法」という。）又は高齢者の居住の安定確保に関する法律（平成十三年法律第二十六号。以下「高齢者法」という。）第三章の施行について、特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律施行令（平成五年政令第二百五十五号）及び特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律施行規則（平成五年建設省令第十六号。以下「特優賃法施行規則」という。）又は高齢者の居住の安定確保に関する法律施行令（平成十三年政令第二百五十号）及び高齢者の居住の安定確保に関する法律施行規則（平成十三年国土交通省令第二百十五号。以下「高齢者法施行規則」という。）に定めるもののほか、地域優良賃貸住宅制度要綱（平成十九年三月二十八日付け国住整第百六十号。以下「地優賃要綱」）及びこの要綱の定めるところによる。

(定義)

第二条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一 供給計画 特優賃法第二条第一項、高齢者法第三十条第一項又は地優賃要綱第三第一項に規定する供給計画をいう。

二 認定事業者 第三条の規定により供給計画の認定を受けた者をいう。

三 地域優良賃貸住宅 次号及び第五号に掲げる賃貸住宅をいう。

四 地域優良賃貸住宅（一般型） 特優賃法第三条又は地優賃要綱第三第一項の規定により認定を受けた供給計画により整備される賃貸住宅をいう。

五 地域優良賃貸住宅（高齢者型） 高齢者法第三十一条又は地優賃要綱第三第一項の規定により認定を受けた供給計画により整備される賃貸住宅をいう。

六 管理者 地域優良賃貸住宅の管理を行うものをいう。

（供給計画の認定）

第三条 知事は、次の各号に掲げる住宅に係る供給計画の認定（以下「計画の認定」という。）の申請があつた場合において、当該各号に定める基準に適合すると認めるときは計画の認定をすることができる。

一 地域優良賃貸住宅（一般型） 特優賃法第三条及び次条（地優賃要綱第二十九号に定める準地域優良賃貸住宅にあつては、同要綱第四及び次条）に定める基準

二 地域優良賃貸住宅（高齢者型） 高齢者法第三十一条及び次条（地優賃要綱第二十九号に定める準地域優良賃貸住宅にあつては同要綱第四及び次条）に定める基準（認定の基準等）

第四条 地域優良賃貸住宅の認定の基準は、次に掲げるとおりとする。

一 地域優良賃貸住宅（一般型）の住宅の建て方は、共同建て又は長屋建てであること。

二 地域優良賃貸住宅（一般型）における住宅の規模は、各戸が床面積（共同住宅にあつては、共用部分の床面を除く。）六十五平方メートル以上百二十五平方メートル以下のものであること。

三 管理者が、地域優良賃貸住宅（一般型）においては次のイからニまで、地域優良賃貸住宅（高齢者型）においてはイからホまでのいずれかに該当するもの

するものであること。

イ 市町

ロ 農業協同組合又は農業協同組合連合会で農業協同組合法（昭和二十二年法律第二百三十二号）第十条第五項に規定する事業を行うもの

ハ 民法（明治二十九年法律第八十九号）第三十四条の規定により設立された法人で賃貸住宅の管理を行うことを目的とするもの

二 賃貸住宅の管理を業務として行う法人のうち、原則として宅地建物取引業法（昭和二十七年法律第二百七十六号）第三条第一項に規定する宅地建物取引業者の免許を有する者で賃貸住宅の管理を適正に行うことができると認められるもの

ホ 賃貸住宅の管理を業務として行う社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）第二十二条に規定する社会福祉法人で賃貸住宅の管理を適正に行うことができると認められるもの

（計画認定申請の通知）

第五条 知事は、第三条の認定の申請があつた場合は、その旨を関係市町長に通知するものとする。

（計画認定の通知）

第六条 知事は、第三条の規定により計画の認定をしたときは、その旨を申請者及び関係市町長に通知するものとする。

（入居者の資格）

第七条 地域優良賃貸住宅（一般型）において、次の各号に掲げる規定に規定する知事が定める額又は基準は、当該各号に定める額又は基準とする。

一 特優賃法施行規則第七条第一号 四十八万七千円

二 特優賃法施行規則第七条第一号 年齢が四十歳未満で、所得が十二万三千円を超えること。

三 特優賃法施行規則第七条第三号 地優賃要綱第五第一項第一号ニに定め

四 特優賃法施行規則第七条第四号 次項各号のいずれかに該当する者と同居する者

2 地域優良賃貸住宅（高齢者型）において、高齢者法施行規則第十六条の知事が定める基準は、次のいずれかに該当する者とする。

一 入居者の介護を行う者

二 児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第四条に規定する児童で当該入居者が扶養している者

（報告の徴収）

第八条 知事は、認定事業者に対して、地域優良賃貸住宅の整備及び管理の状況について報告を求めることができる。

2 認定事業者は、地域優良賃貸住宅の適正な整備及び管理を行うことが困難となり、又はそのおそれが生じたときは、速やかに知事に報告しなければならない。

（地位の承継）

第九条 特優賃法第九条又は高齢者法第三十八条の規定により地位の承継を受けようとするときは、知事に認定事業者地位承継承認申請書（様式第一号）を提出しなければならない。

2 知事は、前項の承認申請書の内容を審査し適當と認めたときは、その旨を申請者に通知するものとする。

（供給計画認定の取消し）

第十一条 知事は、特優賃法第十二条又は高齢者法第四十条の規定により計画の認定を取り消したときは、その旨を認定事業者及び関係市町長に通知するものとする。

（整備費の補助）

第十二条 知事は、市町が認定事業者に対して地域優良賃貸住宅の整備費の一部を補助した場合は、当該市町に対し、予算の範囲内で補助することができるとする。

（家賃の減額に要する費用の補助）

第十三条 知事は、認定事業者が供給計画に定めた管理の期間において、地域優良賃貸住宅の家賃を減額する場合で、市町が当該認定事業者に補助したときは、当該市町に対し、予算の範囲内で、その補助に要する費用の一部を補助することができる。

（入居者の募集方法）

第十三条 地域優良賃貸住宅（一般型）について特優賃法施行規則第九条第一項に規定する一般賃貸人が同項の規定により公募しようとするときは、あらかじめ特優賃法施行規則第九条第三項各号（地優賃要綱第二第十九号に定める準地域優良賃貸住宅であつて、同要綱第二第二十号に規定する一般賃貸人が同要綱第六第一項の規定により公募しようとする場合にはあつては、あらかじめ同要綱第六第四項各号）に掲げる事項を知事に届け出なければならない。

2 地域優良賃貸住宅（高齢者型）について高齢者法施行規則第十八条第一項に規定する一般賃貸人が同項の規定により公募しようとするときは、あらかじめ高齢者法施行規則第十八条第三項各号（地優賃要綱第二第十九号に定める準地域優良賃貸住宅であつて、同要綱第二第二十号に規定する一般賃貸人が同要綱第一項の規定により公募しようとする場合にはあつては、あらかじめ同要綱第六第四項各号）に掲げる事項を知事に届け出なければならない。

3 特優賃法施行規則第九条第二項又は高齢者法施行規則第十八条第二項又は地優賃要綱第六第三項の規定により、知事が定める公募の方法は、次の各号に掲げる方法によつて行わなければならない。

一 新聞掲載

二 団地内の適当な場所における掲示

三 前二号に掲げるもののほか、これらに類似する方法

（入居の申込み）

第十四条 地域優良賃貸住宅の入居を申し込みもうとする者は、地域優良賃貸住宅入居申込書（様式第二号）に関係書類を添えて管理者へ提出しなければな

- 二 (入居者の審査及び選定)
　　(入居者の審査及び選定)
- 第五十条** 管理者（市町が管理を行う場合を除く。以下同じ。）は、入居者の資格審査及び選定に係る事務を市町に委託しなければならない。
- 2 管理者は、入居の申込みを受けたときは、速やかに市町に入居申込書を送付しなければならない。
- 3 市町は、前項の規定による送付があつた場合は、その内容を審査し、入居資格を満たすときはその旨を速やかに管理者に通知するものとする。
- 4 市町は、入居の申込者の数が募集した戸数を超える場合は、抽選その他の公開による公正な方法により、入居者を選定するものとし、選定結果は速やかに管理者に通知するものとする。
(入居者の選定の特例)
- 第五十一条** 地域優良賃貸住宅（一般型）において、特優賃法施行規則第十一条又は地優賃要綱第八に規定する知事が定める基準に該当する者は、次のいずれかに該当する者とする。
- 一 十八歳未満の同居する児童が三人以上いる者又は三十五歳以下の者で同居する小学生以下の子が二人以上いるもの
- 二 配偶者のいない者で二十歳未満の扶養親族と同居しているもの
- 三 入居者又は同居親族に六十歳以上の者がある者
- 四 入居者又は同居親族に心身障害者がある者
- 五 引き続き三年以上公営住宅に入居している者で公営住宅法（昭和二十六年法律第二百九十三号）第二十八条第一項に規定する政令で定める基準を超える収入があるもの
- 2 地域優良賃貸住宅（高齢者型）において、高齢者法施行規則第二十条に規定する知事が定める基準は、次のいずれかに該当するものであることとする。
- 一 入居者又は同居者が公営住宅法施行令（昭和二十六年政令第二百四十号）第六条第一項第二号に該当する者であること。
- 二 地域の住民の住宅事情の改善が特に必要と認められる市町内に現に居住し、又は勤務していること。
- （入居者の選定の特例の戸数）
- 第五十二条** 地域優良賃貸住宅（一般型）において、特優賃法施行規則第十一条又は地優賃要綱第八の知事が定める戸数は、一回の募集ごとに賃貸しようとする住宅の戸数の五分の一を超えない範囲内の戸数とする。
- 2 地域優良賃貸住宅（高齢者型）において、高齢者法施行規則第二十条の知事が定める戸数は、計画の認定を受けた賃貸住宅の戸数とする。
(地域優良賃貸住宅の定期建物賃貸借)
- 第五十三条** 地優賃要綱第十八第一項及び第二項の規定により地域優良賃貸住宅の定期建物賃貸借の承認を受けようとする者は、知事に地域優良賃貸住宅定期建物賃貸借承認申請書（様式第三号）を提出しなければならない。
- 2 知事は、前項の承認申請書の内容を審査し、適當と認めたときは、その旨を申請者に通知するものとする。
(地域優良賃貸住宅の用途廃止)
- 第五十四条** 地優賃要綱第十八第五項の規定により地域優良賃貸住宅（一般型）の用途廃止の承認を受けようとする者は、知事に地域優良賃貸住宅用途廃止申請書（様式第四号）を提出しなければならない。
- 2 知事は、前項の承認申請書の内容を審査し、適當と認めたときは、その旨を申請者に通知するものとする。
(家賃の設定及び変更)
- 第五十五条** 認定事業者は、地域優良賃貸住宅の家賃を設定し、又は変更しようとするときは、地域優良賃貸住宅家賃決定（変更）協議書（様式第五号）に、特優賃法第十三条又は高齢者法第四十二条の規定により定める額の算出計算書及び近傍同種の住宅の家賃の額と均衡を失しないことを証する書類を添えて、知事に協議するものとする。
- 2 知事は、前項の協議書の提出があつた場合において、その家賃の額が近傍

同種の住宅の家賃の額と均衡を失しないよう定められていると認めるときは、その旨を認定事業者及び関係市町長に通知するものとする。

(補則)

第二十一条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、公布の日から施行する。

(佐賀県特定優良賃貸住宅制度要綱等の廃止)

2 次に掲げる要綱は廃止する。

一 佐賀県特定優良賃貸住宅制度要綱（平成六年佐賀県告示第五百九十号）

二 佐賀県高齢者向け優良賃貸住宅制度要綱（平成十四年佐賀県告示第八十
三号）

(経過措置)

3 この告示の施行の日（以下「施行日」という。）において、前項（第一号に限る。）の規定による廃止前の佐賀県特定優良賃貸住宅制度要綱の規定により計画の認定を受け設置されている特定優良賃貸住宅に対する同要綱の規定は、施行日以降においても、なおその効力を有する。

4 施行日から平成二十一年三月三十一日までにおける第十五条の規定の適用については、同条中「市町に」とあるのは「佐賀県住宅供給公社に」と、「市町は」とあるのは「佐賀県住宅供給公社は」とする。

様式第1号（第9条関係）（一般型用）

年　月　日

佐賀県知事　　様

承認申請者の住所又は
主たる事務所の所在地
氏名又は名称

印

認定事業者地位承継承認申請書

特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律第3条の規定により　　年　　月　　日付け
建第　　号をもって供給計画が認定された地域優良賃貸住宅（一般型）について、認定事業者が有していた計画の認定により地位承継承認を下記のとおり申請します。
なお、地域優良賃貸住宅の整備及び管理については、当該供給計画に従って行います。

記

- 1 申請者と認定事業者との関係
- 2 申請者が地域優良賃貸住宅の整備又は管理に必要な権原を取得した時期
- 3 添付書類 申請者と認定事業者との関係を証する書類

（注）申請者の氏名を自署する場合においては、押印を省略することができます。

様式第1号（第9条関係）（高齢者型用）

年　月　日

佐賀県知事　　様

承認申請者の住所又は
主たる事務所の所在地
氏名又は名称

印

認定事業者地位承継承認申請書

高齢者の居住の安定確保に関する法律第31条の規定により　　年　　月　　日付け建第
号をもって供給計画が認定された地域優良賃貸住宅（高齢者型）について、認定事業者が有していた計画の認定により地位承継承認を下記のとおり申請します。

なお、地域優良賃貸住宅の整備及び管理については、当該供給計画に従って行います。

記

- 1 申請者と認定事業者との関係
- 2 申請者が地域優良賃貸住宅の整備又は管理に必要な権原を取得した時期
- 3 添付書類 申請者と認定事業者との関係を証する書類

(注) 申請者の氏名を自署する場合においては、押印を省略することができます。

様式第2号(第14条関係)(一般型用)

年　月　日

管理者　　様

申込者

住所(郵便番号)

氏名

電話番号

(印)

地域優良賃貸住宅(一般型)入居申込書

私は、特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律第3条又は地域優良賃貸住宅制度要綱第3第1項に基づく地域優良賃貸住宅に入居したいので、関係書類を添付して申し込みます。

なお、この申込書の記載内容が事実と相違するときは、入居の決定を取り消されても異議がないことを誓約いたします。

入居しようとする世帯(親族)の構成						
氏名	続柄	性別	生年月日 (年齢)	職業	年収額(円)	
					総収入	所得
本人			年月日(歳)			
所得の合計額						円
入居しないが、申込者又は同居親族の所得税法上の扶養親族						人

添付書類

- 1 収入認定に関する書類
 - (1) 世帯全員の所得金額を証明する書類
 - (2) 障害者手帳の写し等(障害者又は特別障害者である場合に限る。)
 - (3) 戸籍謄本(寡婦又は寡夫である場合に限る。)
- 2 世帯全員の住民票
- 3 同居者が本人の介護を行う者の場合は、その旨の証する書類
- 4 同居者が本人の扶養している児童等の場合は、その旨を証する書類
- 5 その他知事が必要と認める書類

注1) 世帯人員の中で特別控除を受けたい人がいる場合には、別紙に記入してください。

注2) 入居申込者の氏名を自署する場合においては、押印を省略することができます。

別紙

控除区分	対象人数	摘要
本人以外の同居親族又は扶養親族	人	
老人控除対象配偶者70歳以上	人	
老人扶養親族 70歳以上	人	
特定扶養親族 16歳以上23歳未満	人	
老年者（所得者本人）	人	
寡婦（夫）	人	
身体障害者	人	等級
特別身体障害者	人	等級

注3) 身障者の場合は、障害の程度を記入

様式第2号（第14条関係）（高齢者型用）

年　月　日

管理者　　様

申込者

住所（郵便番号）

氏名^印

電話番号

地域優良賃貸住宅（高齢者型）入居申込書

私は、高齢者の居住の安定確保に関する法律第31条又は地域優良賃貸住宅制度要綱第3第1項に基づく地域優良賃貸住宅に入居したいので、関係書類を添付して申し込みます。

なお、この申込書の記載内容が事実と相違するときは、入居の決定を取り消されても異議がないことを誓約いたします。

入居しようとする世帯（親族）の構成						
氏　名	続柄	性別	生　年　月　日 (年齢)	職　業	年　収　額（円）	
					総　収　入	所　得
本人			年　月　日（歳）			
所得の合計額						円
入居しないが、申込者又は同居親族の所得税法上の扶養親族						人

添付書類

- 1 収入認定に関する書類
 - (1) 世帯全員の所得金額を証明する書類
 - (2) 障害者手帳の写し等（障害者又は特別障害者である場合に限る。）
 - (3) 戸籍謄本（寡婦又は寡夫である場合に限る。）
- 2 世帯全員の住民票
- 3 同居者が本人の介護を行う者の場合は、その旨の証する書類
- 4 同居者が本人の扶養している児童等の場合は、その旨を証する書類
- 5 その他知事が必要と認める書類

注1) 世帯人員の中で特別控除を受けたい人がいる場合には、別紙に記入してください。

注2) 入居申込者の氏名を自署する場合においては、押印を省略することができます。

別紙

控除区分	対象人数	摘要
本人以外の同居親族又は扶養親族	人	
老人控除対象配偶者70歳以上	人	
老人扶養親族 70歳以上	人	
特定扶養親族 16歳以上23歳未満	人	
老年者（所得者本人）	人	
寡婦（夫）	人	
身体障害者	人	等級
特別身体障害者	人	等級

注3) 身障者の場合は、障害の程度を記入。

様式第3号（第18条関係）（一般型用）

年　月　日

佐賀県知事　　様

承認申請者の住所又は

主たる事務所の所在地

氏名又は名称

印

地域優良賃貸住宅（一般型）定期建物賃貸借（配慮入居者制度の活用）承認申請書

特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律第3条又は地域優良賃貸住宅制度要綱第3第1項の規定により、年　月　日付け建第　号をもって供給計画が認定された地域優良賃貸住宅について、定期建物賃貸借をしたいので、佐賀県地域優良賃貸住宅制度要綱第18条により、下記のとおり申請します。

なお、住戸の定期建物賃貸借の承認後において、地域優良賃貸住宅を賃貸し、又は転貸事業者に転貸させる場合は、借地借家法第38条第1項の規定による建物賃貸借（以下「定期建物賃貸借」という。）とし、又は転貸事業者に定期建物賃貸借を附して転貸させることを誓約します。

記

定期建物賃貸借をしようとする住戸

認定戸数（戸）	定期建物賃貸借 住戸番号	空家発生日 年　月　日	空家発生日 からの期間	備考
			月	
			月	
			月	
			月	

添付書類

- 1 前入居者の退去届
- 2 その他必要書類

（注）申請者の氏名を自署する場合においては、押印を省略することができます。

様式第3号（第18条関係）（高齢者型用）

年　月　日

佐賀県知事　　様

承認申請者の住所又は

主たる事務所の所在地

氏名又は名称

印

地域優良賃貸住宅（高齢者型）定期建物賃貸借（目的外の使用）承認申請書

高齢者の居住の安定確保に関する法律第31条又は地域優良賃貸住宅制度要綱第3第1項の規定により、
 年　　月　　日付け建第　　号をもって供給計画が認定された地域優良賃貸住宅について、定期建物賃貸借をしたいので、佐賀県地域優良賃貸住宅制度要綱第18条により、下記のとおり申請します。

なお、住戸の定期建物賃貸借の承認後において、地域優良賃貸住宅を賃貸し、又は転貸事業者に転貸させる場合は、借地借家法第38条第1項の規定による建物賃貸借（以下「定期建物賃貸借」という。）とし、又は転貸事業者に定期建物賃貸借を附して転貸させることを誓約します。

記

定期建物賃貸借をしようとする住戸

認定戸数（戸）	定期建物賃貸借 住戸番号	空家発生日 年　月　日	空家発生日 からの期間	備考
			月	
			月	
			月	
			月	

添付書類

- 1 前入居者の退去届
- 2 その他必要書類

(注) 申請者の氏名を自署する場合においては、押印を省略することができます。

様式第4号（第19条関係）（一般型）

年　月　日

佐賀県知事　　様

承認申請者の住所又は

主たる事務所の所在地

氏名又は名称

印

地域優良賃貸住宅（一般型）用途廃止申請書

特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律第3条又は地域優良賃貸住宅制度要綱第3第1項の規定に基づき、 年 月 日付け建第 号をもって供給計画が認定された地域優良賃貸住宅について、用途廃止をしたいので、佐賀県地域優良賃貸住宅制度要綱第19条により、下記のとおり申請します。

記

1 用途廃止承認基準に該当する事項

2 用途廃止する地域優良賃貸住宅の内容

団地名 ^(注)	建設年度	用途廃止する戸数	用途廃止する住戸番号	用途廃止予定期限	備考
		戸			

3 用途廃止後の建物の処置

4 入居者の処置

5 その他

（注）報告に係る団地が2団地以上である場合は、団地ごとに小計を設けてください。

様式第5号（第20条関係）（一般型用）

年　月　日

佐賀県知事　　様

承認申請者の住所又は

主たる事務所の所在地

氏名又は名称

印

地域優良賃貸住宅（一般型）の家賃決定（変更）協議書

佐賀県地域優良賃貸住宅制度要綱第20条の規定により、家賃の決定（変更）について下記のとおり協議します。

記

1 対象住宅　　名称
　　　　　　　　所在地

2 予定家賃額（供給計画に記載されている家賃の額）

住棟番号	住戸番号	家賃の額（円）

3 家賃の決定（変更）額

住棟番号	住戸番号	家賃の額（円）

4 変更の理由

5 添付資料

- (1) 近傍同種の住宅の家賃の額と均衡を失しないことを証する書類
 - (2) 特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律第13条の規定により定める額の算出計算書
- （注）協議者の氏名を自署する場合においては、押印を省略することができます。

様式第5号（第20条関係）（高齢者型用）

年　月　日

佐賀県知事　　様

承認申請者の住所又は
主たる事務所の所在地
氏名又は名称

印

地域優良賃貸住宅（高齢者型）の家賃決定（変更）協議書

佐賀県地域優良賃貸住宅制度要綱第20条の規定により、家賃の決定（変更）について下記のとおり協議します。

記

1 対象住宅　　名称
　　　　　　　　所在地

2 予定家賃額（供給計画に記載されている家賃の額）

住棟番号	住戸番号	家賃の額（円）

3 家賃の決定（変更）額

住棟番号	住戸番号	家賃の額（円）

4 変更の理由

5 添付資料

- (1) 近傍同種の住宅の家賃の額と均衡を失しないことを証する書類
 - (2) 高齢者の居住の安定確保に関する法律第42条の規定により定める額の算出計算書
- （注）協議者の氏名を自署する場合においては、押印を省略することができます。

●佐賀県告示第九十五号

道路法（昭和二十七年法律第二百八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その区域を表示した図面は、平成二十年三月十日から平成二十年四月十一日まで佐賀県交通政策部道路課及び神埼土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十年三月十日

佐賀県知事 古川康

道路の種類 及び路線名	区間	道路の 区間	変更前	幅員	延長
県道 諸富西島線	神埼市千代田町迎島字五本柳八 一二番五地先から 神埼市千代田町迎島字迎一本松 九一番地先まで	神埼市千代田町迎島字五本柳八 一二番五地先から 神埼市千代田町迎島字五本柳八 九一番地先まで	後	二八・八 一九・九 一七三・〇	メートル メートル
前	二〇・〇	二七・八	一九・九	二八・八 一九・九 一七二・九	

●佐賀県告示第九十六号

道路法（昭和二十七年法律第二百八十号）第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

その区間を表示した図面は、平成二十年三月十日から平成二十年四月十一日まで佐賀県交通政策部道路課及び神埼土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十年三月十日

佐賀県知事 古川康

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
県道 諸富西島線	神埼市千代田町迎島字五本柳八一二番五地先から 神埼市千代田町迎島字迎一本松九一番地先まで	平成二〇・三・一一

申購
込読料

一か年三一、二〇〇円（送料共）
佐賀県経営支援本部総務法制課

平成二十一年三月十日印 刷及び發行者
佐賀県知事 古川康行

印刷発行定期所
株 毎週月水曜日
古川総合印刷